

海津市ブロック塀等撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護し、併せて道路を可視化することによる防犯を目的に、ブロック塀等の撤去を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、海津市補助金等交付規則（平成17年海津市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路その他の一般の用に供する不特定のものが通行する道をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガその他石材で築造された塀（門柱を含む。）で、道路面からの高さが1メートル以上のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 道路に面するブロック塀等であつて、道路面からの高さが1メートル（石積等の上に構築されたブロック塀等については、石積を含む高さが1メートル以上のもの）以上のものの撤去であること。
 - (2) 接道部からブロック塀までの距離が、1メートル以内であること。
 - (3) ブロック塀の一部を撤去する場合は、道路面からの高さが60センチメートル以下であること。
- 2 前項第2号の接道部は、1メートル以内の開水路及び蓋のある水路を介する場合においても、公道に面して接道しているものとみなす。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う当該ブロック塀所有者等で市税及び使用料等を滞納していないものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (2) 道路改良その他の公共事業の補償の対象となるブロック塀の撤去を行う者
- (3) 海津市暴力団排除条例（平成24年海津市条例第2号）第6条に規定する暴力団員等

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ブロック塀1平方メートル当たり6,000円により算

定する標準事業費の合計額と撤去に係る所要経費の合計額のいずれか少ない方の額の2分の1以内とし、1件当たり10万円を限度とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 面積の最低単位は、0.1平方メートルとし、それ未満は切り捨てて算定するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、海津市ブロック塀等撤去補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 工事前の写真
- (4) 工事の見積書

- 2 同一敷地による申請は、原則1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、海津市ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 補助対象者は、工事の着手前又は着手後において申請の内容を変更した場合は、速やかに海津市ブロック塀等撤去補助金交付変更申請書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、海津市ブロック塀等撤去補助金交付変更決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、海津市ブロック塀等撤去補助事業完了報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 完了後の写真
- (2) 工事の領収書及び工事費内訳書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の海津市ブロック塀等撤去補助事業完了報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適正に処理されたことを認めたときは、補助金の交付額を確定し、海津市ブロック塀等撤去補助金交付額確定通知書(様

式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、海津市ブロック塀撤去補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

(遵守事項)

第14条 補助対象者は、再度ブロック塀を設置してはならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、平成30年6月19日以降に補助対象事業をした者から適用する。